

総合体育館公園における移動販売車の出店募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 目的

本事業は、エフピコアリーナふくやまのポテンシャルを最大限に発揮し、利用者の利便性の向上、公園の利用促進、エリアの魅力向上を図ることを目的に総合体育館公園に移動販売車による飲食サービスを導入するものです。

2 募集概要

(1) 募集場所及び区画

総合体育館公園（福山市千代田町一丁目662番6）

募集区画：別図1に示す区画（5区画※1区画15㎡）※電源設備あり（1区画750kwまで）

＜総合体育館公園のコンセプト＞

総合体育館公園は、隣接するエフピコアリーナふくやまとともに、市民が集い、健康づくり、子育て世代や周辺住民の憩い・散策の場を提供する近隣公園をコンセプトとして整備されています。

(2) 期間及び営業時間

期 間：2025年(令和7年)10月1日(水)～2026年(令和8年)3月31日(火)

- ・原則として、毎月4日以上出店すること。また、天候不良などにより、出店者の責任によらず営業できない場合を除く。
- ・エリア一帯を占有した大規模イベントの実施等により出店できない期間あり。
(10月11日(土)～13日(月祝)は、イベント開催のため出店できません。予めご了承ください。)
- ・2025年(令和7年)12月29日(月)～2026年(令和8年)1月3日(土)は、エフピコアリーナふくやまの休館期間のため、出店できません。

営業可能時間：午前9時から午後8時まで

原則として、1日あたり4時間以上、営業すること

契約の見直し：上記に関わらず、次に掲げる事項に該当する場合、出店者との協議により、契約の期間中であっても内容を見直しすることがあります。

- ・事業者の経営状況が悪化するなど、事業継続が困難と判断される場合
- ・公益上の理由により、公募条件を見直したうえで再公募を行う方がよいと公益財団法人福山市スポーツ協会が判断した場合

(3) 契約形態

賃貸借契約

(4) 出店料

日額2,000円

※ 事前に出店計画書を提出していただきます。

※ 出店料につきましては、原則、翌月の10日までにお支払いいただきます。

3 応募資格

- (1) 広島県内に本社又は支社等があること、又は個人で申し込みをする場合は広島県内に住所を有すること。

(2) キッチンカー等の営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する個人、法人、団体の代表者、又はこれらの者と共同で申し込みを行う場合、当該共同事業体の代表者。

(3) 申請者が次に該当する場合は応募できません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、破産手続中の者（破産手続開始の申立てを行っている者）
- ・ この公募の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者
- ・ 福山市に納付すべき市税の滞納がある者
- ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
- ・ 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当する者

(4) 申請者が次に該当する者でなければ申し込みすることができません。

- ・ 福山市保健所の定める営業許可証がある者（営業日までに取得すれば可）
- ・ 食品衛生責任者等資格を有する者（営業日までに取得すれば可）
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者（営業日までに加入すれば可）
- ・ 移動販売車を保有又は保有計画があり実施可能である者
- ・ 福山市保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者

4 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

- ・ 事業目的の達成に資する提案を行うこと。（移動販売車の出店に合わせて、公園や広場を利用したイベントや活動を企画・提案することも可能です。ただし、別途、イベントや活動にかかる公園使用料等が必要となる場合があります。）
- ・ 移動販売車の意匠や販売員の服装が、総合体育館公園等の景観と調和していること。
- ・ 総合体育館公園での酒類の販売は原則として行わないこと。（催物開催等で公益財団法人福山市スポーツ協会が許可をした場合を除く）
- ・ 公序良俗に反するものを販売しないこと。
- ・ 営業に必要な水等は出店者が自ら用意すること。（営業に必要な水の保管を含む）
- ・ 公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮すること。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、出店による事故や苦情等のトラブルが発生した場合は、速やかにその内容を公益財団法人福山市スポーツ協会へ報告すること。
- ・ 適切なごみ処理（残飯類）及び販売後、移動販売車周辺のごみ（包装類）回収を行える者
- ・ 出店により生じたごみ、残飯、排水は、出店者が持ち帰り、適正に処分すること。（利用者が周辺に捨てた包装類等の回収も含む）
- ・ 気象警報発令時は出店できません。
- ・ 出店に伴い、ごみ箱は必ず設置すること。

5 募集の手順等

(1) スケジュール

募集要項の公表 (HP・SNS)	2025年(令和7年) 8月18日(月)
質問受付期間	2025年(令和7年) 8月19日(火)～2025年(令和7年)9月7日(日)
応募書類の受付期間	2025年(令和7年) 9月 1日(月)～2025年(令和7年)9月8日(月)
応募者の選定	2025年(令和7年) 9月 9日(火)～2025年(令和7年)9月18日(木)
決定通知	2025年(令和7年) 9月19日(金)
出店者説明会	2025年(令和7年) 9月27日(土)
契約日	2025年(令和7年) 9月27日(土)
営業開始	2025年(令和7年)10月 1日(水)

(2) 応募方法

①応募期間内に直接、窓口へ必要書類を提出

②簡易書留での必要書類郵送

郵送の場合は、封筒の表左下に赤字で「移動販売車出店申込み」と書き、応募書類をすべて同封して、裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記のうえ、郵便局の窓口で、必ず簡易書留郵便扱いにして提出してください。その際、郵便局で発行される受領証は出店が決定するまで大切に保管しておいてください。

※ 応募書類の受付期間…2025年(令和7年)9月1日(月)～2025年(令和7年)9月8日(月)

(※ 郵送の場合は当日消印まで有効)

○応募先

〒720-0823 福山市千代田町一丁目1番2号 エフピコアリーナふくやま内
公益財団法人福山市スポーツ協会 総務企画第2課

(3) 応募手続き

〈応募時に提出する書類〉

提出書類名	部数
①移動販売車出店者登録申請書	1部
②企画提案書	1部
③誓約書	1部
④福山市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)	1部
⑤国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書	1部
⑥PL保険証書の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑦許可証等取得誓約書(取得予定者のみ)	1部
⑧車検証の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑨営業許可証の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑩食品衛生責任者の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑪移動販売車写真画像又はイメージ図	必要枚数

※2025年(令和7年)4月1日～2025年(令和7年)9月30日の総合体育館公園での移動販売車出店契約の締結事業者様が引き続き、申し込みをされる場合、④～⑥、⑧～⑪の書類が有効期間内であり、かつ内容に変更がない場合に限り、提出は不要です。

〈出店の決定後提出する書類〉

提出書類名	部数
・ 福山市保健所へ提出し、受理された販売に関する書類の写し	1 部
・ 車検証の写し、P L保険証の写し、営業許可証の写し、食品衛生責任者の写し、移動販売車写真画像（いずれも未提出者のみ）	1 部 各 1 部

（４）選定委員

公益財団法人福山市スポーツ協会、福山市、外部有識者等により構成します。

（５）選定方法

- ・ 参加資格要件等の適否を確認後、選定委員会において採点し、出店者を決定します。
- ・ 同様の販売品目の応募が２者以上あった場合は、当該応募者の中から選定委員会において、１者を選定します。

※審査の順位については公表いたしませんので、予めご了承ください。

（６）審査項目

販売商品（メニュー・単価・見栄え・ターゲット層・販売品目のバランス）、キッチンカーの公園イメージとの調和、利用者ニーズ、緊急時の対応、ごみ処理・周辺美化、提案事項（賑わいづくり・エリア魅力向上）、セールスポイント、情報発信、出店日数、出店時間

（７）出店区画

配置については別途協議した上、主催者側で決定いたします。

（８）応募に関する留意事項

- ・ 申請内容変更の禁止
受付終了後の申請内容の変更は認めません。
- ・ 虚偽の記載をした場合の取扱い
申込書及び添付書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・ 応募書類の取扱い
提出された書類は、理由を問わず、返却いたしません。
- ・ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

６ 募集区画に達しない場合の取り扱い

出店者数が募集区画に達しない場合は随時再募集を行います。

※ 募集条件が変更する場合があります。

７ その他

（１）出店会場について

- ・ 電源設備は１事業者１ポール（１００Ｖ差し込み２箇所・最大７５０kw）まで使用できますが不足の場合、静音タイプの発電機をご準備ください。※７５０kw を超えて使用するとブレーカーが落ちて全体の電源が使用できなくなりますのでご注意ください。
- ・ 芝生を傷めないようにご協力をお願いいたします。
- ・ 公園施設を汚したり、壊したりした場合は、復旧していただきます。
- ・ イベントでの運用上の都合で出店位置を変更していただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(2) 消耗品・備品等

- ・ 備品等の貸出はしておりませんので必要な消耗品・備品等は出店者で準備してください。
- ・ 景観上の理由により、備品によっては持ち込みをお断りする場合があります。

(3) 販売品目及び方法

- ・ 販売する商品の名称、価格がお客様から一目で分かるように、POP等の表示を可能な限り行なってください。価格表示については、法令等に基づく各所定の表示を厳守してください。
- ・ 気持ちの良い挨拶と笑顔を心がけ、周囲の出店者と協調しながら販売を行なってください。

(4) 禁止事項

- ・ 違法行為、迷惑行為、公序良俗に反する行為、未許可販売、販売権利譲渡など

(5) 注意事項

出店条件、参加資格を踏まえた賃貸借契約を締結します。

出店時に以下の事項を守らない場合は、契約を取消し、退場していただく場合があります。また、今後公益財団法人福山市スポーツ協会管理施設等での出店をお断りさせていただくことがあります。

- ・ 出店条件、応募資格及び禁止事項を厳守する。
- ・ 食品衛生法などの関係法令を遵守する。
- ・ 販売に際して、原則、食品衛生に関する書類を福山市保健所へ提出し、写しを公益財団法人福山市スポーツ協会へ提出する。(開始1週間前まで)
- ・ 販売にあたり、食品衛生法第54条から56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年以上経過していること。
- ・ 食品衛生または販売行為に関して保健所の指示は厳守する。
- ・ 販売にあたり、食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処され、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上を経過していること。
- ・ 油成分等の処分については、各自で回収し適正処理をお願いします。(公園の側溝等には流さないでください。)

(6) 駐車場

エフピコアリーナふくやま有料駐車場 360台

※ 最初の2時間まで無料、以後1時間毎に100円加算

(7) 荒天時の出店判断

- ・ 雨天等出店中止は出店者で判断してください。
- ・ 天候不良により出店を取りやめる場合、必ず前日までにご連絡ください。また、出店を取りやめる場合は出店日を振り替えるなどして、なるべく月4日以上の出店条件を守ってください。
- ・ 天候条件に伴う損失補填は行いません。予めご了承ください。

(8) 記録写真等の使用

出店状況の撮影をする場合があります。撮影した写真、動画は、公益財団法人福山市スポーツ協会のHPやSNS、広報誌等で使用する場合がありますので予めご了承ください。

8 問合せ先

公益財団法人福山市スポーツ協会 総務企画第2課

福山市千代田町一丁目1番2号 エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館)内

電話 084-981-3050 ファクシミリ 084-981-3052

e-mail: sougoutaikukan@city.fukuyama.hiroshima.jp

別図1

○総合体育館公園

